

3 実施内容

① 府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- **早期の3回目のワクチン接種（高齢者は4回目）を検討すること**（法に基づかない働きかけ）
- **自らの命と健康を守るため、高齢者※1は、医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出を控えること**
※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- **高齢者※1の同居家族等、日常的に接する方は、感染リスクが高い行動を控えること**
- 高齢者施設での面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること
- 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること

- 高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること

- 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること

・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※3の徹底 ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない